

事業所における自己評価結果(令和6年度分)

公表：令和7年3月24日

事業所名

児童発達支援センター 光の子学園

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		1クラスの定員を10名。最大12名までとし、適正な訓練スペースを確保している。	
	②	職員の配置数は適切である	○		園児4人につき直接支援職員1人を下回ることのないよう配置している。	
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		ランチルームを設置するなど、訓練室と給食室を分け、バリアフリー構造となっている。	保育室の一部を上げる形で集会室と兼用している部分があり、改築時の課題。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		職員の徹底した清掃および消毒等により清潔が保たれている。	
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		日常業務、季節行事等PDCA サイクルによる業務改善に努めている。	
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		毎月保護者連絡会を開催し、意見・情報を交換すると共に、保護者に事業所評価を提出して貰っている。	
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		事業所自己評価、事業所保護者評価をホームページで公開し、いつでも閲覧できるようにしている。	
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	法人内監査、市の指導監査は受けているが、第三者評価は実施していない。	
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		市内障害児施設連盟企画の研修（R6は虐待防止研修）や福岡県知的障害者福祉協会他の研修に参加している。	
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		新版K式発達検査、遠城寺式発達検査、ポータープログラム、WPPSI-III他を、客観指標として用いている。	
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○			
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		園児一人ひとりに児童発達個別支援計画を策定し、発達支援、家族支援、地域支援（連携）に努めている。	
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		児童発達個別支援計画を策定し、それに基づいて支援を行っている。	
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	○			
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		クラス毎に立案し、児童発達支援管理責任者が監督している。	
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	○			
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		前日の終礼、当日の朝礼他適宜打合せをしながら内容や役割について確認している。	
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		毎日の支援終了後および終礼にて振り返り気付いた点を共有している。	
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		専用のクラウドデータベース（ほのほの）に各個人記録を入力し、児童発達支援管理責任者ならびに管理者が閲覧し、検証改善を行っている。	

	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		3か月に一度見直しを行っている。また、併設の障害児相談支援事業所と連携。	
関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		原則月1回運営会議を実施。	
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		門司区役所保健師及び子総、必要に応じて要対協と連携・協働	
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		市総合療育センターとの連携	
	㉔	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		市総合療育センターとの連携	
	㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		引き継ぎの日を設け、必要に応じて保育所等訪問支援事業を活用している。	
	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○			
	㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		市障害児施設連盟、県知障協、CDSジャパン他に加盟し、相談できる体制を整えている	
	㉘	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	○	○	コロナ禍明けの令和6年度については交流保育を実施しなかった	
	㉙	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		福岡県知的障がい福祉協会児童発達支援部会に所属	
	㉚	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		年3回の個別懇談、あゆみ(通知票)、個別支援計画の策定と承認	
保護者への説明責任等	㉛	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		入園時と必要に応じて親子保育を実施。	
	㉜	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	△		閲覧できるように整えているが、説明は十分とは言い難かった	
	㉝	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		年3回の個別懇談時に提示・説明し同意を得、サインをいただいている。	
	㉞	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		毎日交換している連絡帳の内容により必要に応じて懇談を実施。	
	㉟	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		父母連絡会を毎月実施し、卒園児保護者を交えたパパママ会をサポートしている。	
	㊱	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		申し入れがあった際は、できるだけ速やかに、クラス担任、児発管、園長が相談や申し入れに応じている。	
	㊲	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		毎月末に園便りを発行し、行事予定、献立、連絡体制等の情報を発信している。	
	㊳	個人情報の取扱いに十分注意している	○		プライバシー保護について保護者に周知徹底している。	
	㊴	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		身振り言語、サイン、ボディランゲージを用いてコミュニケーションを図っている。	
	㊵	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		昨秋、4年振りに法人全体でひかり祭りを開催。	
	㊶	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各マニュアルを整え、全職員がサーバー上で閲覧できるよう整備し、防災訓練等を定期的実施している。	
	㊷	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		原則毎月1回実施	

非常時等の対応	⑬	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		入園説明会で園で発作が起こった際の投薬について保護者に確認し、必要に応じて主治医と連携している。	
	⑭	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		保護者に診断書の写しを提出してもらっている	
	⑮	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハット事案が発生した当日の職員会で共有し、報告書を回覧している。	
	⑯	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		年に一度、全職員を対象の虐待防止研修を実施および参加をしている。	
	⑰	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		療育指針に掲載し、職員で読み合わせると共に、児童発達個別支援計画で共有している。	

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。